

史跡岐阜城跡山麓居館庭園整備基本設計業務委託 仕様書

1. 業務名 史跡岐阜城跡山麓居館庭園整備基本設計業務委託

2. 業務場所 岐阜市長が指定する場所

3. 業務期間

令和5年度：契約締結日から令和6年3月25日まで

令和6年度：契約締結日から令和7年3月25日まで

※本仕様書は、本プロポーザルの審査を行うために令和5年度と令和6年度の業務内容を便宜上まとめたものであり、実際には年度別に分けた仕様書で契約締結を行う

4. 業務目的

岐阜市は、昭和59年度から岐阜城跡山麓居館の発掘調査を実施している。平成19年度から同30年度までの調査では、信長期と考えられる複数の庭園遺構等を確認している。信長が作り上げた山麓居館は、個々の庭園ごとの意匠を凝らすだけでなく、それぞれの空間が岩盤や谷川を介して繋がる大きな庭園空間であることが明らかにされている。

本業務は、『史跡岐阜城跡整備基本計画2021-2031』（令和3年12月策定。以下、「整備基本計画」という。）に基づき、この史跡岐阜城跡山麓居館の価値を顕在化し、来訪者に視覚的に伝えるなど、適切な庭園遺構整備の基本設計を実施するものである。

5. 業務概要

- (1) 与条件の整理、諸施設の検討（令和5年度）
- (2) 中間報告書の取りまとめ（令和5年度）
- (3) 基本設計図書の作成（令和6年度）
- (4) 基本設計書の取りまとめ（令和6年度）
- (5) 打ち合わせ（令和5・6年度）
- (6) 照査（令和5・6年度）

6. 業務内容

整備の範囲は、史跡岐阜城跡における「千畳敷エリア」のA・B・C・E地区及び整備地区とし、短期の整備事業を設計対象とする（整備基本計画P.147～P.151参照）。

整備の方向性は、整備基本計画P.139～P.141、P.147～P.151及びP.170等を参照。

【令和5年度】

(1) 与条件の整理、諸施設の検討

①与条件の整理、現地調査等

- ・与条件や整備基本計画の把握及び整理
- ・各種設計条件の整理及び確認
- ・調査成果と整備内容との整合性の確認
- ・各種設計基準の抽出と適用の確認
- ・現地測量
- ・先行整備事例の情報収集及び分析

②諸施設の検討及び設定

以下の内容等について、複数案から発注者との協議により基本方針等を検討及び設定。

- ・空間構成、景観、動線に関する基本方針
- ・遺構表現方法についての基本方針
- ・造成、給排水設備及び電気設備についての基本方針
- ・植栽についての基本方針
- ・休憩施設、便益施設、管理施設、説明施設の基本方針
- ・便益施設の機能配置
- ・整備水準、目標工事費の設定

③委員会等での補助及び資料作成（3回程度）

(2) 中間報告書の取りまとめ

(1) で検討・作成した資料等を編集し、令和5年度の業務の成果として取りまとめを行う。項目については、発注者と受注者が協議し確定する。

【令和6年度】

(3) 基本設計図書の作成

①諸施設の意匠の詳細検討

②基本設計図の作成

- ・地形測量図に基づいた基本設計平面図
- ・造成計画平面図、施設計画平面図、植栽計画平面図
- ・主要断面図
- ・主要施設の構造イメージ図
- ・完成予想図（イメージ図、パース図）

③橋の予備設計

A地区とC地区を結ぶ橋の予備設計

④概算工事費の算出

市場標準単価に基づいた概算工事費の算出

⑤年次計画の作成

⑥整備に向けた課題の整理

工法などに関する技術の難易度、材料運搬等の方法等の検討

⑦委員会等での補助及び資料作成（3回程度）

(4) 基本設計書の取りまとめ

(1) 及び(3) で検討・作成した資料等を編集し、基本設計書として取りまとめを行う。項目については、発注者と受注者が協議し確定する。

【令和5・6年度共通】

(5) 打ち合わせ

業務期間において、委員会を除き10回程度行う。

(6) 照査

照査技術者を定め、業務の検討方法、検討結果等の適正について照査するものとし、各年度の業務完了時に照査結果を提出すること。

7. 成果品

受注者は、令和 5 年度業務完了時に①、令和 6 年度業務完了時に②～④を納品することとする。

①中間報告書（形式は発注者と協議）	3 部
②基本設計図書（ファイル綴じ）	5 部
③基本設計書（簡易製本）	20 部
④電子データ（形式は発注者と協議）	1 式

8. 提出書類

受注者は、契約締結後、下記の書類を発注者が指定した日までに提出すること。

- ①業務着手届
- ②管理技術者届（経歴書添付）
- ③照査技術者届（経歴書添付）
- ④業務工程表
- ⑤業務完了届
- ⑥その他発注者が必要と認めるもの

9. 支払

受注者は、本業務完了後、発注者の定める手続きに従って請求書を提出する。なお、支払は各年度に一括払いとする。

10. 留意事項

- (1) 受注者は、岐阜市の条例、規則等を順守し業務遂行にあたること。
- (2) 受注者は、本業務に実際に従事する者の雇用に際し、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）等の関係法規を遵守すること。
- (3) 受注者は、業務対象が国の史跡であることに留意し、規定計画との整合を図りながら、遺構の保護や景観保護に支障をきたすことのないよう十分に配慮すること。
- (4) 受注者は、発掘調査成果や知見等を基礎資料として検討のうえ方針を作成し、史跡や周辺地域の特性を念頭において実施すること。
- (5) 受注者は、以下の資料等を踏まえた上で業務を遂行すること。資料等の閲覧を希望する場合、あらかじめ電話にて担当者と閲覧日時の調整を行うこと。
 - ・『千畳敷 織田信長居館伝承地の発掘調査と史跡整備』岐阜市教育委員会 平成 2 年 3 月
 - ・『千畳敷Ⅱ 財団法人加藤栄三・東一記念館建設に係る緊急発掘調査の記録』岐阜市教育委員会 平成 3 年 3 月
 - ・『千畳敷Ⅲ 岐阜公園再整備事業に伴う岐阜城千畳敷遺跡の緊急発掘調査』
(財) 岐阜市教育文化振興事業団 平成 12 年 3 月
 - ・『岐阜城跡 織田信長居館伝承地の確認調査および岐阜城跡の遺構分布調査』
岐阜市教育委員会・(財) 岐阜市教育文化振興事業団 平成 21 年 12 月
 - ・『岐阜城跡 2 織田信長居館伝承地の確認調査』

- 岐阜市教育委員会・(財)岐阜市教育文化振興事業団 平成25年3月
- ・『岐阜城跡3 史跡整備に伴う発掘調査』岐阜市教育委員会・(公財)岐阜市教育文化振興事業団 平成27年3月
 - ・『岐阜城跡4 織田信長居館伝承地の確認調査』
岐阜市教育委員会・(公財)岐阜市教育文化振興事業団 平成28年3月
 - ・『岐阜城跡5 史跡整備に伴う発掘調査』岐阜市教育委員会・(公財)岐阜市教育文化振興事業団 平成31年3月
 - ・『史跡岐阜城跡総合調査報告書Ⅰ』岐阜市 令和3年3月
 - ・『国史跡 岐阜城跡』岐阜市 平成27年3月
 - ・『長良川中流域における岐阜の文化的景観保存調査報告書』岐阜市教育委員会 平成27年3月
 - ・『史跡岐阜城跡保存管理計画書』岐阜市・岐阜市教育委員会 平成24年3月
 - ・『史跡岐阜城跡サイン計画』岐阜市・岐阜市教育委員会 平成26年3月
 - ・『史跡岐阜城跡保存活用計画2021-2030』岐阜市 令和3年12月
 - ・『史跡岐阜城跡整備基本計画2021-2031』岐阜市 令和3年12月
 - ・『長良川中流域における岐阜の文化的景観保存計画書』岐阜市 平成26年3月
 - ・『歴史遺産を活かしたぎふ魅力づくり 岐阜市文化財保存活用地域計画』岐阜市 令和2年
 - ・『岐阜市歴史的風致維持向上計画(第2期)』岐阜市 令和5年3月
 - ・『史跡等整備のてびき ー保存と活用のためにー』文化庁文化財部記念物課監修 平成19年6月
 - ・『石垣整備のてびき』文化庁文化財部記念物課監修 平成27年1月
- (6) この業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権、著作権、利用権は、すべて岐阜市に帰属するものとする。なお、提出されたデータ等は、実施設計の受注者に貸与し、実施設計にかかる図面作成等に利用することがある。
- (7) 業務完了後に、受注者の責任に期すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補正等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (8) 受注者は、この業務の遂行上知り得た情報等は、岐阜市に許可なく第三者に公表、漏洩等をしてはならない。
- (9) 受注者は、個人情報の取り扱いについて、別紙「個人情報取扱特記仕様書」に定める事項を遵守するとともに、個人情報の保護に関する法令及び岐阜市情報セキュリティポリシー等の規定に準拠すること。
- (10) 受注者は、この業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (11) 受注者は、この業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ岐阜市に書面により報告し、岐阜市の承認を得ること。
- (12) 受注者は、この業務において打ち合わせ及びヒアリング等をした場合は、速やかに議事録を作成し提出すること。
- (13) 本業務において、この仕様書の解釈及び記載が無い事項等に関して疑義が生じた場合は、発注者と受注者において別途協議の上、対応するものとする。

担当者：岐阜市ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課
岐阜城跡整備推進室 高木・鳥本(内線3056)

個人情報取扱特記仕様書

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法令及び岐阜市情報セキュリティポリシーの規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3 受注者は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者（以下この条において「責任者」という。）及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定めなければならない。

2 受注者は、責任者に、本特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 受注者は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記仕様書に定める事項を遵守させなければならない。

4 受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報を取り扱う業務にあつては、責任者及び事務従事者をあらかじめ書面により発注者に届け出なければならない。責任者又は事務従事者を変更する場合も同様とする。

(教育及び研修の実施)

第4 受注者は、全ての事務従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、当該事項に違反した場合に負うべき責任その他この契約に係る業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

(取得の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得する場合は、本人から直接取得し、又は本人以外から取得するときは本人の同意を得た上で行わなければならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

第6 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(改ざん、漏えい、滅失及び毀損の防止等)

第7 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、改ざん、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、当該業務において当該個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）から持ち出してはならない。

(廃棄等)

第8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(秘密の保持)

第9 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容を、法令等で認められた場合を除いては、他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第10 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等

を複写し、又は複製してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(事務従事者への周知)

第11 受注者は、事務従事者に対して、在職中及び退職後においても、当該事務に関して知り得た個人情報の内容を、法令等で認められた場合を除いては、他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

第12 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約が終了し、又は解除された後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告)

第13 受注者は、この契約の履行について、発注者に定期的に報告しなければならない。

2 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(再委託の禁止)

第14 受注者は、この契約による事務については、再委託をしてはならない。ただし、発注者の承諾を受けたときは、この限りでない。

2 受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務及び本特記仕様書に定める全ての事項を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約関係にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

3 受注者は、発注者の承諾を得て再々委託を行う場合において、再々委託の契約内容にかかわらず、発注者に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第15 受注者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、守秘義務の期間は、第9の規定に準じるものとする。

2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、派遣労働者による個人情報の処理に関し、発注者に対して責任を負うものとする。

(立入調査)

第16 発注者は、受注者がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、個人情報の保護のため必要な措置が講じられているか確認する必要があると認めるときは、受注者に報告を求め、又は受注者の作業場所を立入調査することができる。

(事故発生時等の公表)

第17 発注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故を把握した場合には、必要に応じ、受注者及び再委託先(再々委託先を含む。)の名称並びに当該事故の概要その他の必要事項を公表するものとする。

(契約の解除)

第18 発注者は、受注者が本特記仕様書に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第19 受注者は、この契約に関する業務において、本特記仕様書の定め反した取扱いにより発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害の全額を賠償しなければならない。